

入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2025 年度第 3 四半期 JICA 東京灯油調達（単価契約）

調達管理番号：25c00319

- 第 1 入札手続
- 第 2 業務仕様書
- 第 3 経費に係る留意点
- 第 4 契約書
- 別添 様式集

2025 年 8 月 19 日
独立行政法人 国際協力機構
JICA 東京

第1 入札手続

1. 公告

公告日 2025 年 8 月 19 日（火）

調達管理番号 25c00319

2. 契約担当役

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京 契約担当役 所長

3. 競争に付する事項

- （1）業務名称：2025 年度第 3 四半期 JICA 東京灯油調達（単価契約）
- （2）選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- （3）業務仕様：「第 2 業務仕様書」のとおり
- （4）契約期間（予定）：2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで

4. 手続全般にかかる事項

（1）書類等の提出先

入札手続き窓口、各種照会等及び書類等の提出先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京総務課

【電話】03-3485-7056 【FAX】03-3485-7072

【メールアドレス】tictga@jica.go.jp

当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。

メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

（2）書類等の提出方法

1）入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法は別紙「手続・締切日時一覧」をご参照ください。

2）書類等の押印省略

競争参加資格確認申請書、下見積書、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。

ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

5. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則

(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人(業務従事者)を提供することを含む。以下同じ。)となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)または民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。

具体的には、以下のとおり取扱います。

a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和07・08・09年度全省庁統一資格で「物品の販売」、営業品目として「燃料類」の資格を有すること。(等級は問わない)

2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること

(3) 共同企業体、再委託について

1) 共同企業体の結成は認めません。

2) 再委託は認めません。

(4) 利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、1)を提出してください。

提出方法、締切日時及び確認結果通知日は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください

ください。

1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書（様式集参照）
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書（写）
- c) 下見積書（「7. 下見積書」参照）

2) 確認結果の通知

競争参加資格の確認後、資格が「有」の場合は結果の通知はいたしません。
なお、資格が「無」の場合のみ通知をいたします。

6. その他関連情報

該当なし

7. 下見積書

- (1) 本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書を提出してください。

下見積書には、商号または名称及び代表者氏名を明記してください

- 1) 様式は任意ですが、金額の内訳を可能な限り詳細に記載してください。
- 2) 消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。
- 3) 下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

8. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式（別添様式集参照）に記載のうえ提出ください。

- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

- (3) 上記（1）の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。

[各国内拠点（JICA緒方研究所を含む）における公告・公示情報- 工事、物品購入、役務等-（2025年度） | JICAについて - JICA](#)

- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。
入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

9. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会1営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。

宛先：tictga@jica.go.jp

件名：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名

- （２）（１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- （３）一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

10. 入札執行（入札会）の日時及び場所等

- （１）日時：2025 年 9 月 16 日（火） 14 時 00 分から
- （２）場所：東京都渋谷区西原 2-49-5

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京 セミナールーム 407

※入札会会場の開場時刻は入札会開始時刻の 5 分前となります。フロントで入館受付後ロビーにて待機いただき、同時刻になりましたら入室してください。入札執行開始時刻に間に合わなかった者は入札会（入札執行）に参加できません。

- （３）入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す。）の参加を求めます。
- （４）必要書類等：入札会への参加に当たっては、以下の書類等をご準備ください。
 - １）委任状 1 通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）
 - ２）入札書 3 通（別添様式集参照。）
 - ３）印鑑、身分証明書

入札会場で書類を修正する必要がある場合に、委任状に押印したものと同一印鑑が訂正印として必要となりますので、持参してください。

なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。

（５）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は再入札（最大で 2 回）を実施します。再入札に参加する（再入札に係る入札書を提出する）者は、上記の委任状により再入札に参加する権限が委任されていることと押印された入札書が必要となりますので、ご注意ください。

11. 入札書

- （１）持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- （２）入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入のうえ、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。
 - １）代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
 - ２）代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
 - ３）委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- （３）機構からの指示により再入札の入札書は、入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投

入してください。

- 1) 代表権を有する者自身による提出の場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。
- 2) 代理人を定める場合は、委任状を提出のうえ、法人の名称または商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同一印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。
- 3) 委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。
- (4) 入札金額は円貨で記入ください。記入に際しては、千止め、桁取り誤り、日付、宛先の記入ミス等に十分注意して応札してください。
例：123,456,789円⇒123,456,789円で入札してください。
- (5) 入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額）をもって行います。
- (6) 最終的な契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とします。
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (8) 入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (9) 入札保証金は免除します。

12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- (3) 委任状を提出しない代理人による入札
- (4) 記名を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- (6) 入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一入札者による複数の入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札
- (10) 条件が付されている入札

13. 入札執行（入札会）手順等

- (1) 入札会の手順
 - 1) 入札会参加者の確認
機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は各社1名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。
 - 2) 入札会参加資格の確認
各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受理し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

3) 入札書の投入

各参加者は、入札書を封入のうえ、入札箱へ投入します。

4) 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

5) 入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

6) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

7) 落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その次に価格の低い者を落札者とします。

入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

8) 再度入札（再入札）

「不調」の場合には引き続き再入札を行います。再入札を2回（つまり合計3回）まで行っても落札者がいないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、休憩を挟む場合があります。

9) 「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

(4) 不落随契

入札が成立しなかった場合、随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(5) 落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

1) その者が提出した入札書に不備が発見され、12.に基づき「無効」と判断された場合

2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合

14. 入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

(1) 落札者からは、入札金額の内訳書（社印不要）の提出を頂きます。

(2) 「第3 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

(3) 契約条件、条文については、「第3 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「8. 入札説明書に対する質問」の際に

併せて照会してください。落札者は、契約書（案）をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上入札してください。

15. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- a）当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- b）当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2）公表する情報

- a）対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- b）直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- c）総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- d）一者応札又は応募である場合はその旨

3）情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

（2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

16. その他

- （1）機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。
- （2）競争参加資格がないと認められた者、については通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等（1）書類等」の提出先」までご連絡ください。

以上

第2 業務仕様書

1. 製品名：灯油

(搬送、貯蔵地下タンクに納入、手間等を含むものとする。)

2. 購入予定量：20,000ℓ (1回に4,000ℓを納入)

※予定量は過去の実績を参考としているが灯油使用量により変更することがある。

3. 規格：JIS K2203の1号灯油(白灯油)

【仕様】

- 1) 引火点℃：40以上
- 2) 蒸留性状 95%留出温度℃：270以下
- 3) 硫黄分質量%：0.0080以下
- 4) 煙点 mm：23以上
- 5) 銅板腐食 (50℃、3h)：1以下
- 6) 色 (セーボルト)：+25以上

4. 納期：JICA 東京が発注した日から7日以内

※納入時間は9：30から17：00の間とすること。

5. 納入場所：東京都渋谷区西原二丁目49番5号

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京

6. 地下貯蔵タンク容量 (1基)：14,500ℓ

7. 注意事項

- (1) JICA 東京付近道路が狭く、旋回が難しい為、4トンローリー車での納入が必須。
- (2) 納入の際は、管理会社の立会い指示により、貯蔵地下タンクへ納入すること。
- (3) 請求の際は、納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状を添付すること。
- (4) ローリーの場合の走行は、最徐行をして事故防止に努めること。
- (5) ホースと給油口をジョイントする方式を原則とするが、燃料ホース (ガンタイプ) から直接給油することを妨げるものではない。
- (6) 受注者は、発注者に対して本契約期間中に価格変更の要求を行わないこと。

以上

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算（※別紙の契約単価を使用）してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

なお、落札者には「第1 入札手続き」の14.のとおり入札金額内訳書の提出を求めますので、業務内容を踏まえた適切な単価の設定をお願いいたします。

（1）入札金額

「第1 入札手続き」の11.のとおり、課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体にその100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

発注者は受注者からの納入灯油の詳細仕様を明記した石油製品代表性状および請求に基づき、契約書に定められた金額（契約単価×納入量）を支払う。

3. その他留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、調達内容を変更する場合には、発注者と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当者と相談してください。

以上

別紙：契約単価

第4 契約書

売買契約書（単価契約）

1. 案件名 2025 年度第 3 四半期 JICA 東京灯油調達（単価契約）
2. 仕様・規格 附属書Ⅰのとおり
3. 契約単価 附属書Ⅱのとおり
4. 契約期間 2025 年 10 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで
5. 納入場所 独立行政法人国際協力機構 JICA 東京指定場所
6. 契約保証金 免除

独立行政法人国際協力機構 JICA 東京（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、頭書記載の物品名の売買について、以下の各条項により売買契約（単価契約）（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義、誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、おのこの対等な立場において互いに協力し、信義を守り、誠実に本契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 受注者は、附属書Ⅱに記載する物品について、発注者が個別に発注する品目を、附属書Ⅰで定める期限内に、頭書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その対価を支払うものとする。

2 本契約は、本契約に基づく個々の売買契約に適用される。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約単価）

第4条 契約単価は、物品目録に記載のとおりとする。

2 消費税及び地方消費税の額は消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法

(昭和 25 年法律第 226 号) に定める税率により計算されるものとする。

- 3 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

(発注)

第 5 条 発注者は、本契約に基づき契約物品を発注するときは、受注者に対し、発注にかかる物品の品目、数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

- 2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。

- 3 個別契約は、発注者による第 1 項の発注に対し、受注者による承諾の通知が発注者に到達したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から 3 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。以下同じ。）以内に諾否の通知が発注者に到達しなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(納品)

第 6 条 受注者は、契約物品を納入するときは、必要な項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、契約物品を納入するときは、一括して納入しなければならない。ただし、あらかじめ分割納入を指定された場合又は発注者が認める場合には、分割して契約物品を納入することができる。

(検査)

第 7 条 発注者は、前条第 1 項の規定により受注者から納入があったときは、その翌日から起算して 10 営業日以内に契約物品の種類、品質及び数量の検査を行う。

- 2 前項検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合は、発注者は、検査終了日の翌日から起算して 30 営業日以内に、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知する。受注者は、同通知を受けたときは、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。

- 3 契約物品のうち、公的検査を受ける必要のある物品は、受注者が費用を負担し当該検査を受け、これに合格したものでなければならない。

- 4 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出梱包を施すことが規定されているものについては、当該規定に従い、輸出梱包を施さなければならない。

- 5 受注者は、契約物品のうち、物品目録に輸出貿易管理令及び輸出に関するその他法令により、輸出申告書類として必要な許可書及び証明書等を取得することが規定されているものについては、当該法令の規定に従い、必要な書類等を取得し、発注者に提出しなければならない。

（減価採用）

第 8 条 発注者は、前条の検査に合格しなかった契約物品について、その契約不適合の程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することができる。

- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

（所有権の移転、引渡し及び危険負担）

第 9 条 契約物品の所有権は、検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該物品は、発注者に引渡されたものとする。ただし、発注者が前条第 1 項による減価採用をした場合には、契約物品の所有権は、発注者が減価採用する旨の意思表示をした時に、受注者から発注者に移転し、同時に、引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた契約物品についての損害は、受注者の負担とする。

（契約不適合）

第 10 条 発注者は、引き渡された契約物品に第 7 条第 1 項に定める検査では発見できない契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合のある契約物品について当該契約不適合に応じた契約金額の減額を請求することができる。

- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

（納入期限の延長）

第 11 条 受注者は、受注者の責に帰することができない事由により、納入期限内に契約物品を納入することができないときは、発注者に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を申し出ることができる。この場合における納入期限の延長は、発注者及び受注者で協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅延の場合における損害の賠償）

第 12 条 受注者の責めに帰すべき事由により、納入期限までに契約物品を納入するこ

とができない場合において、納入期限後相当の期間内に契約物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者に納入遅延により発生した損害の賠償を請求するとともに、契約物品の納入を請求することができる。

- 2 前項の遅延損害金の額は、遅滞にかかる個別契約の契約金額から既に引渡しを受けた契約物品に相当する金額を控除した額に、遅滞日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に規定する利率(以下「本利率」という。)で算出した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が次条に従って支払義務を負う契約金額の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(代金の支払)

- 第13条 受注者は、契約物品の納入が完了し、かつ第7条の検査に合格したときは、発注者に契約金額の支払を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者が第6条第2項但書に基づき契約物品を分割して納入し、第7条の検査に合格したときは、受注者は発注者に対し、当該納入物品に係る契約金額の支払を1ヶ月毎に請求することができる。ただし、別途一括して契約金額を支払うと定めたときは、この限りではない。
 - 3 発注者は、受注者から前二項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約金額を支払わなければならない。

(発注者の解除権)

- 第14条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第16条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 受注者が本契約の履行中に、発注者から競争参加資格停止等の措置を受けたとき。
 - (5) 第18条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (6) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき。
 - (7) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (8) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (9) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号

のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 5 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる契約金額の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 15 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用及び本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づいて契約物品を納入したとすれば収受しえたであろう利益の額を合算した金額を上限とする。

（受注者の解除権）

第 16 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により契約物品を納入することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第 17 条 本契約が解除された場合においては、受注者は、納入の見込みがありかつ発注者が必要と認める物品を発注者に納入しなければならない。

- 2 発注者は、本契約が解除された時に既に納入を受けていた物品及び前項の規定により納入を受ける物品についてはこれを検査し、検査に合格した物品については、引渡しを受けるものとする。

- 3 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該物品に係る契約金額を受注者に支払うものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 18 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- （1）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

ア 本契約の締結又は履行にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の履行の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

- （2）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1

項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（3）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（4）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（5）第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることではない。

3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるとときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 14 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。

5 前各項の規定は、本契約による契約物品の引渡しが完了した後も引き続き効力を有する。

（賠償金等）

第 19 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、遅延日数につき本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

（調査・措置）

第 20 条 受注者が、第 14 条第 1 項第 6 号又は第 18 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して内部調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なく、これを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、不正等の事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要

であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

3 発注者は、第14条第1項第6号又は第18条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(契約の公表)

第21条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第22条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン売買条約）の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第23条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第24条 本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属

的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

2025 年 10 月 1 日

発注者

受注者

東京都渋谷区西原 2 丁目 49 番 5 号

独立行政法人 国際協力機構

JICA 東京

契約担当役 所長 紺屋 健一

様式集

<参考様式>

以下の様式については、当機構ウェブサイト（URL は下記参照）よりダウンロード可能です。ダウンロード先の宛先で「契約担当役理事」になっている箇所を「JICA 東京 契約担当役所長」に変更をお願いします。

- （１）競争参加資格確認申請書
- （２）委任状（特定案件委任状）
- （３）委任状（入札会に関する一切の権限）
- （４）入札書
- （５）質問書

URL:

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html